

6次産業化推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、農山漁村における6次産業化及び食品産業の輸出を推進するため、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び食料産業・6次産業化交付金の配分基準について（平成30年3月30日付け29食産第5356号農林水産省食料産業局長通知）、並びに「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業実施要綱」（令和2年4月30日付け2食産第591号農林水産事務次官依命通知。以下「国輸出実施要綱」という。）及び「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業交付要綱」（令和2年4月30日付け2食産第592号農林水産事務次官依命通知。以下「国輸出交付要綱」という。）に基づき、6次産業化推進事業を実施する事業実施主体及び当該事業の事業実施主体に交付する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「6次産業化推進事業」とは、別表の補助の対象の事業区分欄に掲げる1から6の事業をいう。
- (2) この要綱において「事業実施主体」とは、別表の補助の対象の事業実施主体欄に掲げる者をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 実施計画書

(ア) 6次産業化の推進体制整備事業 国実施要綱別紙様式第1号

(イ) 6次産業化の推進支援事業 同第2号

(ウ) 研究開発・成果利用の促進事業 同第7号

(エ) 6次産業化施設整備事業 同第8号

(オ) 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 同第10号

(カ) 輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業 国輸出実施要綱別紙様式第1号

ウ 資金状況調べ（様式第2号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ当該事業の実施主体が主として事業を実施する所在地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）の承認を受けな

なければならないこと。

ア 補助事業の新設、中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業実施場所の変更（6次産業化施設整備事業を実施する場合に限る。）

エ 事業費の額の30パーセントを超える変更

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに農林事務所に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で1件当たりの取得価格が、50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、農林事務所長が別に定める期間）内において、農林事務所長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 農林事務所長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で(3)に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳（国交付要綱別記様式第8号、ただし、輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業の場合は、国輸出交付要綱別記様式第8号）その他関係書類を整理、保管しなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(7) 市町長が補助金の交付を決定する場合においては、(1)から(6)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)から(4)の事項中「農林事務所長」とあるのは「市町長」と、(4)の事項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

(8) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)の承認、(2)の指示又は(3)の承認をする場合においては、あらかじめ農林事務所長の承認を受けなければならないこと。

(9) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)により市町に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第3号）

イ 変更計画書

(ア) 6次産業化の推進体制整備事業 国実施要綱別紙様式第1号

(イ) 6次産業化の推進支援事業 同第2号

(ウ) 研究開発・成果利用の促進事業 同第7号

(エ) 6次産業化施設整備事業 同第8号

(オ) 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 同第10号

(カ) 輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業 国輸出実施要綱別紙様式第1号

第7 申請の取下げ

静岡県補助金等交付規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

第8 事業遂行状況報告

(1) 提出書類 1部

事業遂行状況報告書（様式第4号）

(2) 提出期限

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の12月31日現在の状況を翌年の1月15日まで。

ただし、前記に規定する時期のほか、知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができる。

なお、第11に定める概算払の請求手続をもって、事業遂行状況報告に代えることができる。

第9 実績報告

(1) 提出書類 1部

実績報告書（様式第5号）

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

第10 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第6号）

イ 資金状況調べ（様式第2号）

第12 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における仕入に係る消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに農林事務所に報告するとともに、農林事務所長の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林事務所長に報告しなければならない。

(4) 市町長が補助金の交付をする場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「農林事務所長」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

第13 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、農林事務所長に提出するものとする。

第14 読替規定

漁業者及び食品事業者等に交付するものについては、第5の(1)、(2)、(3)、(4)、(7)、(8)、第12の(3)及び第13において「農林事務所長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成27年7月16日より施行する。

附 則

この改正は、平成28年度分の補助金から施行する。

附 則

この改正は、平成29年度分の補助金から施行する。

附 則

この改正は、平成30年度分の補助金から施行する。

附 則

この改正は、令和2年度分の補助金から施行する。

附 則

この改正は、令和2年8月3日より施行する。

別表

補助の対象		補助率
事業区分	事業実施主体	
<p>1 6次産業化の推進体制整備事業（国実施要綱別記1に基づき実施する事業）</p> <p>(1) 6次産業化等に関する戦略の策定</p> <p>(2) 人材育成研修会の開催</p>	<p>(1) 市町</p> <p>(2) 戦略策定市町（国実施要綱別記1第1の1の市町村戦略を定めた市町をいう。）</p>	<p>定額</p>
<p>2 6次産業化の推進支援事業（国実施要綱別記2に基づき実施する事業）</p> <p>(1) インバウンドを中心とする観光消費の促進</p> <p>(2) 経済活動としての農福連携の発展</p> <p>(3) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進</p> <p>(4) 新商品開発・販路開拓の実施</p> <p>(5) 直売所の売上向上に向けた多様な取組</p>	<p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町、国実施要綱別記1第1の1の(1)に定める6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町が組織するもの（以下「市町協議会」という。）又は市町協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって知事が地方農政局長と協議の上特に認める団体（以下「特認団体」という。）</p> <p>なお、特認団体は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1) 主たる事業所の定めがあること</p> <p>(2) 代表者の定めがあること。</p> <p>(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。</p> <p>(4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。</p>	<p>(1)、(3)、(4)及び(5)</p> <p>定額（事業費の3分の1以内（ただし、市町が定める当該市町の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあつては、事業費の2分の1以内）かつ、市町長が補助する場合、市町が交付するのに要する経費の10分の10以内）</p> <p>ただし、(4)における施設給食の導入実証の取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とし、かつ、市町長が補助する場合、市町が交付するのに要する経費の10分の10以内とする。</p> <p>(2) 定額（事業費の2分の1以内かつ、市町長が補助する場合、市町が交付するのに要する経費の10分の10以内）</p>

<p>3 研究開発・成果利用の促進事業（国実施要綱別記7に基づき実施する事業）</p>	<p>認定研究開発・成果利用事業者又は認定研究開発・成果利用事業者を含む関係者で構成する事業化共同体（以下「コンソーシアム」という。）</p> <p>なお、コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 構成員の中に認定研究開発・成果利用事業者が含まれていること。</p> <p>(2) 構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。</p> <p>(3) 定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。</p> <p>(4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。</p>	<p>定額</p>
<p>4 6次産業化施設整備事業（国実施要綱別記8-1及び別記8-2に基づき実施する事業）</p>	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条の規定に基づく認定若しくは同法第6条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下、「農商工等連携促進法」という。）第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付対象事業費に充てるために国実施要綱別記8-1第3の2で定める資金の貸付けを受けて施設等の整備を行う次の者</p> <p>(1) 農林漁業者の組織する団体</p> <p>農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができることと認められる団体（法人格を有しない団体にあつては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）及びこれらの団体が主たる構成員又</p>	<p>定額（事業費の10分の3以内。国実施要綱別記8-1第3の3の(1)ただし書きに掲げる取組にあつては、事業費の2分の1以内。）</p> <p>ただし、事業実施主体に補助する補助金の額は、国実施要綱別記8-1第3の3の(2)に定める方法により算定された額とし、かつ、市町長が補助する場合、市町が交付するのに要する経費の10分の10以内とする。</p>

<p>5 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（国実施要綱別記10に基づき実施する事業）</p>	<p>は出資者となっている法人。なお、構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体にあつては、農林漁業関連事業に常時従事する者を3人以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>ただし、国実施要綱別記8-1第2の1の(4)に掲げる施設等を整備しようとする者は、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）第2に定める地域協議会（以下「農泊地域協議会」という。）の構成員ではない者に限る（本事業の完了日以後に農泊地域協議会の構成員となった場合は、この限りではない。）。</p> <p>(2) 中小企業者</p> <p>農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業を除く。）</p> <p>*）みなし大企業とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式の総数又は出資金の額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人 ・発行済株式の総数又は出資金の額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人 ・大企業の役員又は職員を兼務する役員の総数の2分の1以上を占めている法人 <p>次のいずれかに該当する者。ただし、国実施要綱別記10第4の2の(1)から(5)のいずれにも該当してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人 (2) 地方公共団体 (3) 上記のほか、本事業の事業実施者として、適当と認められるもの 	<p>定率（事業費の2分の1以内。）</p> <p>ただし、国実施要綱別記10第3の3に定める額の範囲内とする。</p>
---	---	--

<p>6 輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業（国輸出実施要綱に基づき実施する事業）</p>	<p>次のいずれかに該当する者。ただし、国輸出実施要綱第3の2の(1)から(5)のいずれにも該当してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法人(2) 地方公共団体(3) 上記のほか、本事業の事業実施者として、相当と認められる者	<p>定率（事業費の2分の1以内。）</p> <p>ただし、国輸出実施要綱別記10第2の3に定める額の範囲内とする。</p>
--	---	--